

9月27日（月）

令和3年9月27日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	脇谷のりこ	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームむか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（同）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言申し上げます。

先日の台風14号に伴う大雨では、宮崎市内海において土砂災害が発生し、多くの方々が被害に遭われました。

この災害により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 議員の辞職許可

○中野一則議長 それでは議事に入ります。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。ここで、脇谷のりこ議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞職願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和3年9月27日

宮崎県議会議員 脇谷 のりこ
宮崎県議会議員 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました脇谷のりこ議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、脇谷のりこ議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、脇谷のりこ議員は、地方自治法

第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

[脇谷のりこ議員退席・退場]

○中野一則議長 お諮りいたします。

脇谷のりこ議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、脇谷のりこ議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

◎ 議長の報告（環境農林水産常任委員会副委員長互選結果）

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、御報告を申し上げます。

9月21日に開かれました環境農林水産常任委員会で、内田理佐議員の副委員長の辞任が許可され、武田浩一議員が副委員長に互選されました。

以上、御報告申し上げます。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第1号から第14号まで及び第26号の各号議案、並びに継続中の請願第3号、第6号、第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致により、請願第9号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、115億2,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、繰入金103億8,500万円余、諸収入6億1,000万円余、国庫支出金2億7,200万円余であります。

次に、議案第26号に係る補正は、国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長等に伴い必要となる経費について措置するもので、50億1,800万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金49億9,600万円余、繰入金2,200万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,792億5,300万円余となります。

このうち、総務部の補正予算は、一般会計で75億5,000万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,421億3,300万円余となります。

この補正予算について委員より、「今回の補正予算では、飲食店をはじめとする事業者への支援が中心となっているが、コロナ禍での生活困窮者への支援等について議論はされなかったのか」との質疑があり、当局より、「所管部局

と議論しており、現状においては、これまでの予算対応で充足しているとの報告を受けている。しかし、コロナ禍において状況は刻々と変化しているため、引き続き現状をよく分析して、必要に応じた支援策を検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「引き続き、県民生活の底上げにつながるような、寄り添った形での予算編成を心がけてもらいたい」との要望があり、当局より、「これからも本県の実情に応じた予算を編成するとともに、それが最大限の効果を発揮できるように取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、PCR検査体制の強化についてであります。

これは、民間の検査機関と連携して街中検査センターを県内に設置することで、県境往来者に対する検査を補完するとともに、感染に不安を抱える県民等が利用しやすい検査環境を整備することで、感染拡大と県内経済への影響を最小限に抑えつつ、県民の安全・安心を確保するものであります。

このことについて委員より、街中検査センターの設置がこの時期になった理由についての質疑があり、当局より、「PCR検査については、昨年度より行政検査や保険診療以外の枠組みでの設置を求める声が非常に大きかったが、検査に係る費用が高額であり、県内で対応できる事業者もなく、事業化が困難であった。このような中、7月頃から町なかでのPCR検査を受託できる事業者が全国展開されてきたため、この時期に設置することになった」との答弁がありました。

また、委員より、「新型コロナの影響は今後2～3年は続くとの見方も示されているが、県

としてどのような対応を考えているのか」との質疑があり、当局より、「個別のPCR検査の需要が高まる中、今回の街中検査センターや郵送による検査といった比較的安価に受診できる体制が確立されてきたため、これらを県民に対して広く周知してまいりたい」との答弁がありました。

次に、中山間地域振興計画についてであります。

このことについて委員より、「地域を守り、盛り上げていくためには、今そこに住んでいる人たちが様々な地域の活動に参加するよう働きかけることが重要ではないか」との意見があり、当局より、「地域に残っている方の高齢化が進む中、地域の守り手をいかに確保するかが課題となっている。そのような中で、若い世代が地域に戻って様々な活動に取り組んだ結果、地域が活性化した事例もあるので、移住施策の一環として、若い世代のUターンにつながる取組を今後も続けてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「中山間地域の振興を図る上で、若い世代に地域に戻ってきてもらうためには、これまでよりも一歩踏み込んだ施策を考える必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「公共交通の問題や空き家の問題など、地域によって抱えている課題が異なるため、今後も市町村に対して、しっかりと地域の実情を確認するとともに、庁内においても地域の課題解決のための連携を、これからも図ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地域振興を図るための施策の立案については、個々の地域の課題を精査した上で、新たな視点から検討されることを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナ対策のさらなる強化に伴うもので、一般会計で80億1,800万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,781億6,200万円余となります。

このうち、新規事業「医療関係等実習生PCR検査支援事業」についてであります。

この事業は、県内の医療機関や介護・福祉施設等での実習に参加する養成所等の学生等に対して、実習先へのウイルスの持込みを防止するため、実習前のPCR検査を支援するものであります。

このことについて委員より、「検査を民間検査機関に委託することとなっているが、実習先が医療機関等であるため、しっかりとした検査

結果が求められる。検査の精度については問題ないか」との質疑があり、当局より、「県が行う行政検査を委託している検査機関を想定しており、検査の精度はかなり高いものとなると考えている」との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

このことについて委員より、「ワクチンを2度接種したことを証明する、いわゆるワクチンパスポートについて、国でも活用に向けての動きがあるが、県では証明書の活用について検討を行っているのか」との質疑があり、当局より、「ワクチン接種証明書の活用については、感染防止対策の推進と併せて、社会経済活動の正常化に向けた取組ということで、国においても議論が進められている。また、事業者では、ワクチン接種済証があれば割引をするという活動も出てきており、このような動きについては、必要に応じて周知を図ってまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ワクチン接種については、SNSなどで根拠のない誤った情報が出回っている。委員会資料のデータからもワクチン接種の有効性は明らかであると思うので、まだワクチンの接種について検討している県民に対して、ワクチンの有効性を正しく知ってもらうために啓発を工夫していただきたい」との要望があり、当局より、「間違った情報によりワクチンを打たないという判断をされている方もいらっしゃるということから、県では、そういった情報は誤りで、ワクチンには効果があるということをお知らせするチラシを作成している。各市町村でもこれを活用いただいて、引き続き正しい情報を伝える取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

これは、新県立宮崎病院の本体工事及び解体工事等に伴うもので、資金的収入・支出それぞれについて、2億8,300万円余の増額補正となります。

また、債務負担行為については、病院の解体工事におけるアスベストの除去作業等により、債務負担行為の期間を令和5年度まで延期し、その限度額について13億5,000万円の増額を行ったことから、補正後の限度額を33億1,800万円余とするものなどであります。

次に、新たな宮崎県病院事業経営計画の策定についてであります。

これは、県立病院の医療機能の充実と経営の健全性の確保を図るための新たな経営計画であり、このことについて複数の委員より、「県立病院が本来担うべき救急医療や高度・急性期医療と、いつ発生するか分からない今回の新型コロナウイルスをはじめとする感染症や災害時の医療とを両立することは、病院の収支を考えると非常に困難であると思われるが、どのような対応を考えているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「県立病院として果たすべき役割は果たしつつも、大規模な感染症、あるいは災害については、県の医療全体で備え対応していく必要があると考えている」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第3号については賛成多数により、議案第26号は全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、まず議案第1号が、令和4年度に宮崎市に整備を予定しております屋外型トレーニングセンターに関する経費について、18億2,600万円の債務負担を設定するものであります。

また議案第26号が、新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加補正で、一般会計で7億7,900万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は621億1,800万円余となります。

このうち、屋外型トレーニングセンター整備事業についてであります。

これは、「スポーツランドみやざき」のブランド力向上、スポーツキャンプ・合宿による観光振興、県内アスリートの競技力向上のシンボリックな施設として、ラグビー、サッカー等のトップアスリートの合宿拠点を整備するものであります。

このことについて委員より、「整備地を無償

で借り受ける予定となっているが、今後、有償になることはないのか」との質疑があり、当局より、「永続的な施設として運営を行うため、地上権の設定を行い、期間は決めずに無償で借り受ける契約を締結したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「整備効果で想定しているJリーグやラグビーチームの新規キャンプの誘致については、具体的な話があるのか」との質疑があり、当局より、「昨年、グラウンドの空きがなく、キャンプを断念したチームがあるため、それらを新規誘致につなげたい」との答弁がありました。

さらに、複数の委員より、「経済波及効果をどのように周辺市町にもたすのか」との質疑があり、当局より、「日本代表チームやトップチームを誘致することで、スポーツランドみやざきの知名度が向上し、周辺市町への学生や社会人等の新規合宿の増加につながり、宿泊施設利用や観客動員による経済波及が見込まれる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、屋外型トレーニングセンターの永続的な運営ができるように、敷地借受け条件等を精査した上で契約締結を行うとともに、多くの新規キャンプ・合宿の誘致につなげ、「スポーツランドみやざき」のブランド力向上や、県内全域へ経済効果をもたらすような施設となるよう強く要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、7月豪雨により被災した松尾ダムの放流操作装置の更新工事の期間が年度をまたぐことから、その経費として1億円の債務負担を設定するものなどであります。

次に、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、

和解及び調停についてであります。

このことについて委員より、「明渡し請求により、実際に明渡しを行った方はどのくらいいるのか」との質疑があり、当局より、「令和元年度は4件の明渡し請求を行っており、このうち3件は令和2年度に強制執行を行った」との答弁があり、これに対して委員より、「強制執行を行った方の滞納家賃はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「引き続き請求を行っているが、連絡が取れなくなり徴収が困難な場合もある」との答弁がありました。

次に、7月に現地調査を行った、宮崎海岸の浸食対策についてであります。

これは、海岸背後地の人々の安心・安全を確保するとともに、国土を保全することを目的に、国土交通省が養浜や突堤の配置等を行っているものであります。

このことについて委員より、「突堤の配置が進んでいないようだが、事業完了年度はいつか」との質疑があり、当局より、「突堤配置は関係者との調整が難航し滞っているが、事業完了は令和9年度の予定である」との答弁がありました。これに対して委員より、「地元との協議は、国に任せるのではなく、県も積極的に行うべき」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部が所管する出資法人等の経営状況についてであります。

このうち、一般社団法人宮崎県林業公社について、当局より、「令和2年度の事業実績として、間伐による分収林の適正管理や、作業路開設による生産性の向上などに取り組んだ」との報告がありました。

これに関連して委員より、「現在のように木材価格が高いときに、伐採計画の変更や見直しは行わないのか、また、利益が出れば再造林も促進されると考えるが、その見通しを伺いたい」との質疑があり、当局より、「平成30年度に策定した第4期経営計画では、年間主伐面積を180ヘクタールとしているが、令和3年度は木材価格が上昇していることから、240ヘクタール以上を目標としている。分収林契約解除後の再造林につなげるためにも、時期を見極めながら公売を行い、森林所有者への分収交付金が多くなるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、第七次森林・林業長期計画に基づく令和2年度の実績についてであります。

このことについて当局より、循環型の力強い林業・木材産業づくりの一環として、林道や作業道の開設、高性能林業機械等の導入支援に取り組んだことなどについて報告がありました。

これに対して委員より、「林家、山元に利益を還元するためには、流通面でのコスト削減につながる林内路網の整備が重要であるが、本県の現状及び今後の方針はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「本県の林内路網密度は全国第3位とトップクラスであり、林業生産及び山村地域の生活基盤の向上に貢献しているところである。コスト削減のためには路網が不可欠であるため、林地の地形に応じた壊れにくい林道等を適切に整備するとともに、トレーラーの走行が可能な林道の開設や、既設林道の改良にも取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億9,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は441億3,400万円余となります。

次に、第七次農業・農村振興長期計画における主な取組等についてであります。

このことについて当局より、平成28年度からの5年間、「新たな時代の変化に対応したみやぎ農業の成長産業化」という基本目標を掲げて取り組んだ8つの重点プロジェクトの成果や課題について報告がありました。

これに関連して委員より、「稲作をはじめとした農家の経営安定、もうかる土地利用型農業法人を育成していく必要があると思われるが、現状を教えてほしい」との質疑があり、当局より、「今年度より普及センターの支援体制を見直したところであり、法人間のネットワークづくりや雇用環境の改善など、共通の課題解決に向けた取組を支援している。特に、耕種部門の産出額が落ちてきているので、部門別に振興計

画を作成し、経営の安定化に向けて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「数年前に国富町に整備された次世代施設園芸団地については、次世代の担い手や経常利益の面で期待されていた効果が出ていないと思われるが、現状を教えてほしい」との質疑があり、当局より、「本施設は、技術実証の拠点としての機能に加え、今年度から新規就農者が研修する場としても活用することとしており、次世代の担い手を育成していく役割も担う重要な施設であると考えている。また、利益を出すためには、収量性を改善していく必要があると考えており、県としても、引き続きJA等と連携した支援を行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これまで行ってきた事業の効果について、しっかりと分析と検証を行い、第八次長期計画で取り組む事業の実効性をより高いものとしていただくよう要望いたします。

次に、野生鳥獣による農林作物等への被害についてであります。

このことについて当局より、「令和2年度の野生鳥獣による農作物の被害額は約3億4,500万円であり、前年度と比較して約170万円減少した」との報告がありました。

これに関連して委員より、「鳥獣被害防止特別措置法が改正され、捕獲した鳥獣の有効利用策として、食肉以外への利用促進が盛り込まれたが、県内にもこれに対応する動きはあるのか」との質疑があり、当局より、「鳥獣被害防止総合対策交付金拡充の一環として、ペットフードや革製品等に加工する取組が強化されることになり、県内でもこれに取り組む意向の処理加工業者があると聞いている。今後は、捕獲

した鳥獣の食肉以外の利活用にも力を入れて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第3号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

初めに、警察本部の所管する公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

このことについて委員より、「暴力追放センターのホームページのアクセス件数が伸びていないが、県民にとって分かりやすい情報発信を行う努力が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「県民に対して、当センターの取組や暴力団への対応について知っていただくため、分かりやすい情報発信の方法を今後工夫してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、暴力団追放の意識の醸成にもつながっていくと考えられるので、情報発信の取組を進めるとともに、県民の

不安を払拭するためにも、警察本部として暴力団排除に強い姿勢で臨んでいただくよう要望します。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

このことについて当局より、「警察職員による交通事故等が5件発生したことから、職員の交通事故防止対策を推進してまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、交通違反取締りを行う警察職員の交通事故は、警察全体の信用を失うことにつながることから、そのような事故が発生しないよう、職員に対する教育の徹底を要望します。

次に、教育委員会における財産の取得についてであります。

これは、県立高等学校及び中等教育学校の低所得世帯の生徒に対して、効果的な教育活動の実施に必要な環境を整備するために、タブレット端末3,400台を整備するものであります。

このことについて委員より、「導入したタブレット端末を各学校にどのような基準で割り当てていく計画なのか」との質疑があり、当局から、「各学校ごとの奨学給付金受給生徒の数を把握しており、その人数を目安に各学校に割り当てていく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、タブレット端末を全ての学校で有効に活用していただき、全ての生徒に対してひとしく効果的な教育活動を実施していただくよう要望します。

次に、家庭教育を支援するための施策の実績等についてであります。

このことについて委員より、「議員発議で制定された家庭教育支援条例では、全庁的な取組の結果について、毎年報告を受けることになっ

ているが、令和2年度から本格化した新型コロナの影響で、地域と連携した支援が薄れつつあることをどのように考えているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「今後、継続的に分析を行い、他部局や市町村と連携し、家庭教育に関して支援が必要な家庭が取り残されないよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてであります。

このことについて委員より、「読書県づくりの推進についての評価が、4段階評価で一番低いD評価となっている理由はなぜか」との質疑があり、当局より、「新型コロナの影響により学校図書館が閉鎖されたことに伴い、読書冊数が減少したことによるものであるが、今年度は密にならないよう工夫をして学校図書館を運営しており、今後、読書冊数は元の水準に戻る見込みである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合がD評価となっていることについて、どのような分析をしているのか」という質疑があり、当局より、「本来であれば地域と連携し、地域企業を訪問して職業について学ぶ予定であったが、新型コロナの影響により、学校外でのキャリア教育活動が制限されてしまったことが主な原因だと考えられる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナの影響により様々な教育活動に制限が出ているが、感染防止対策を充実させ、キャリア教育や読書活動の推進といった児童生徒の本来の学びの機

会や場所が失われることがないように要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算」に反対する立場から討論したいと思います。

本議案は、一般会計予算に115億2,205万8,000円を追加し、予算の総額を6,742億3,573万4,000円に補正するというものであります。

補正予算の内容は、新型コロナ対策として、医療関係の学生などが実習を行う際、感染対策としてのPCR検査や、介護施設等における感染拡大を防止する環境整備、また感染された方

のための宿泊療養施設の確保、運営の強化などを図るというものであります。このほか、鳥獣による農林作物被害の減少を図るための事業などを進めるものであり、全体として、県民の命と健康を守るなど、県民にとって欠くことのできない補正となっているものであります。

我が党が同意できないものは、屋外型トレーニングセンター整備事業として18億2,600万円の債務負担行為の追加をされていることであります。屋外型トレーニングセンターは、フェニックスリゾート株式会社のフェニックス・シーガイア・リゾート・オーシャンドームの跡地に、県がラグビー・サッカー場、多目的グラウンド、室内練習場、クラブハウス、トレーニングジムを18億2,600万円をかけて、令和3年から令和4年度までに整備するというものであります。

本県は、2027年開催予定の国民体育大会に向けて、陸上競技場を都城市に、競技用プールを宮崎市に、体育館を延岡市に、計約370億円を投入し、3施設を建設中であります。

また、各市町村は、陸上競技場や体育館、野球場などを有しており、自治体においては、中学校校区ごとに設置しているところもあります。さらに、サッカー場を有している自治体もあり、現にJリーグのチーム等がキャンプを行っております。

県内におけるスポーツ施設の現状から、県民のスポーツ競技力向上や施設不足から、問題となるラグビー・サッカー場、多目的グラウンド等の建設を必要としないことは明白であります。

事業の目的を、知事提案理由説明で、要旨ではありますが、次のように述べていることから明らかです。

「本県におけるポストコロナを見据えたスポーツランドみやぎの新たな展開を図り、そのブランド力の向上、観光振興、競技力向上のシンボリックな施設として、シーガイア・オーシャンドーム跡地にラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリート等の合宿拠点を整備するものであります」としております。ただ、観光振興のシンボリック施設であると述べているものの、フェニックスリゾート社との関係は一切触れず欠落させております。

トップアスリート等の合宿拠点として整備されるのでありますが、その関係者などの宿泊は、フェニックスリゾート社のホテルになることは容易に予想できるものであります。だからこそ、同社が土地を無償で貸与するというものであります。こうしたことから、整備される施設は事実上、フェニックスリゾート社の宿泊施設確保のための附帯施設の一つになるというものであります。

「スポーツランドみやぎ」という大義名分をもってしても、「フェニックスリゾート社の附帯施設になぜ公金をつぎ込むのか」という県民の声を抑え込むことは絶対にできません。県民は、風水害などで家屋等に被害を受けても、一定の条件をクリアしなければ助成を受けることはできません。基本的には、個人の財産構築に公的支援を受けることはできないわけです。

コロナ危機の下、県民生活が深刻な事態の中で、県民の理解が得られないのは当然のことです。また、県民の理解が得られるか否かにかかわらず、一企業の利益のために巨額の税をつぎ込むことは、やってはならないことです。ましてや、県も出資した第三セクターで進めた事業が失敗し、その跡地にまた税を投入するということは、考えられないことでありま

す。フェニックスリゾート社からの要請や発案だろうと思います。

第三セクターで進めた事業の失敗に反省もなく、またこれを進める。こうした手法は、あまりにも県民を愚弄するものであると、怒りさえ覚えるものであります。

本事業は直ちに中止することを求めて、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されております、議案第11号「事業契約の締結について」に反対の立場から討論を行います。

同議案は、宮崎市錦本町に新たな県のプール建設を行うとするもので、この県プール建設整備に「PFI手法」を導入し、民間の資本を活用して「県プール整備運営事業」として、設計・建設・運営・維持・管理を民間事業者任せるとするものです。

契約の相手方は、「ひなたメドレー株式会社」、契約金額は155億9,440万8,800円とされていますが、この金額に、契約に基づき金利変動、物価変動等を改定事由として算定した増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とされております。この事業期間が、契約発効の日から令和22年3月31日までと、今後、約18年余の長期スパンの中で、契約金額は非常に流動的と言えます。

県立プールは、あくまで公営施設の公共事業として、県民が低料金で利用でき、また、水泳の公式試合等に活用したりと、福祉の増進のために寄与するものです。

今回、県立プール建設・運営にPFI手法を導入して、従来、県が行ってきた事業を民間事

業者が行うことで、民間事業者の経営上のノウハウや専門性が生かされ、コスト削減や良質なサービスが提供されるとしていますが、どうすることで、どれほどのコスト削減になるのか、営利を目的とする民間企業が、利用料金の設定を含め、果たして、県立プール運営において、公共の福祉事業としての目的を満たすことができるのか、甚だ疑問です。

そもそもPFIは、イギリスが発祥の地ですが、今や新規のPFI事業は大きく減少しており、PFI事業を手がけた大手企業の経営破綻や、PFIのための特別目的会社(SPC)の株式が事業途中で売却され、莫大な値上がり益をもたらす問題となるなど、PFIそのものへの批判が国内でも高まっていると報じられています。

日本では、1999年にPFI法が制定され、2018年に改定PFI法も成立。従来、地方公共団体が行ってきた学校給食や、ごみ焼却場、水道事業、空港など多岐にわたる公共事業にPFIを導入し、民間に新たな事業と運営権を委ねるやり方が位置づけられてきました。

我が党は、PFI事業は公共事業の民間への切り売りであり、とりわけ大企業や金融機関、ゼネコンのための新事業づくりであると反対してきました。

これまで、国内のPFI事業は、様々な問題とともに破綻も相次いでいます。大きな関心を集めたのが、第1回日本PFI大賞特別賞を受賞した仙台市泉区の屋内プールの天井落下事故です。市は、事故被害者へ「第一義的な責任は事業者にある」として直接責任を取らず、市民からは、「市の施設なのに市が責任を取らないのはおかしい」と批判の声が出されました。

また、全国初の「医療PFI」として注目さ

れた高知医療センターが、僅か5年で破綻し、公共が責任を持つべき医療に、なぜPFIが相入れないのかを雄弁に物語るものとなっています。いずれにしても、本来の行政責任を曖昧にする事例であると思います。

今回の「県プール建設整備事業」において、この公共施設の建設を民間が請け負うことはあっても、その運用、運営までも民間に委ね、利益を得る対象として明け渡すなど、本来、あり得ないことと思います。そもそも、県民の福祉の増進を図る行政と、利益を追求する民間企業とでは、目的そのものが違います。

このプール事業に限らず、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を発注者である公的機関に残したまま、運営権を民間事業者に委ねる「コンセッション方式」の導入は、投資家へのビジネスチャンスを与え、投資家への利益誘導のためのものと言えます。

先ほども述べましたが、問題が起きたときの責任の所在が不明確になるケースも多く、県民との関係において、信頼関係が損なわれかねません。

公共施設は、本来の目的に沿って、県民の共有財産として十分に利活用し、発展させることが重要であり、PFI事業の導入には反対することを申し述べて討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号及び第11号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号及び第11号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第10号まで、第12号から第14号まで、及び第26号採決

○中野一則議長 次に、議案第2号から第10号まで、第12号から第14号まで、及び第26号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。[巻末参照]

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号についてお諮りいたしま

す。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員長から議案の送付を受けましたので、事務局に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和3年9月27日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書

議員発議案第2号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

議員発議案第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第4号

大雨等による災害対策充実強化についての意見書

議員発議案第5号

気候変動、災害、新型コロナウイルス感染症拡大下における持続可能な営農支援を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで追加 上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号から第31号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第27号から第31号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

まず、宮崎市内海における土砂災害についてであります。

9月16日、台風第14号の影響による局地的豪雨により、宮崎市内海において土砂災害が発生し、現在、国道220号は内海から小内海間が全面通行止め、J R日南線は青島から志布志間が運転見合せとなっております。被害に遭われました地域の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

9月23日、中野議長とともに現場を視察したところ、水分を含んだ大量の土砂が山腹斜面から崩落して海辺の家屋まで流入しており、不安定な状態でとどまっております。復旧工事に当たる国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所では、二次災害を防ぐ観点から、慎重に作業を進める必要があると判断しており、現時点で復旧時期のめどが立っておりません。

国道220号とJ R日南線は、宮崎市と日南市、串間市を結び、通勤や通学、通院等で利用されるなど、地域住民の生活に必要不可欠な交通インフラであり、住民生活や地域経済に甚大な影響が生じております。当面の対応として、本日より、J R九州が代替交通手段としてバス輸送を開始し、宮崎交通により臨時バスが運行されることとなっており、深く感謝申し上げます。

県としては、一日も早く利用者の不安や負担が解消されるよう、地元自治体と連携しながら、国道220号の早期復旧及びJ R日南線の全線復旧について、国やJ R九州等に強く要望してまいります。

次に、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

本県の感染状況につきましては、直近の1日当たりの新規感染者は減少傾向となっており、また、病床使用率が低下するなど、医療提供体制への負荷も軽減されつつあります。これも県民の皆様や県内事業者の皆様の感染防止対策に対する御理解と御協力のおかげであり、改めて深く感謝を申し上げます。

9月末まで本県に適用されている「まん延防止等重点措置」につきましては、期限をもって解除すべき状況にあるものと判断し、その旨を内々に国に伝えているところであり、明日にも国の方針が正式決定される見通しとなっております。

ます。

また、県独自の「緊急事態宣言」(レベル4)についても今月末までとし、警報レベルの引下げを検討しております。

これらの取扱いを含めた今後の対応につきましては、国の示す方針を踏まえ、専門家や市町村長との意見交換等を行った上で決定し、早急に具体的な方針をお示ししてまいります。引き続き、県議会をはじめ、県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、提案しました議案の概要について御説明いたします。

まず、議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、令和2年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,038億9,964万9,000円、歳出6,866億4,948万5,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支は103億8,547万円となっております。

令和2年度の財政運営につきましては、新型コロナ対策として、医療提供体制の確保や県民生活を維持するための対策など、国の交付金を活用しながら機動的に対応したところでありますが、今後も新型コロナの影響が続くものと見込まれます。

また、年々増加する社会保障関係費に加えまして、防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に係る経費等に多額の財政負担が見込まれております。

このような財政状況におきましても、人口減

少問題や地域経済の活性化など、本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、引き続き、行財政改革の取組を進め、健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

次に、議案第28号から第31号までは、令和2年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであり

ます。このほか、報告が2件ございますが、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費精算報告書につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9月28日及び29日は、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9月30日午前10時から、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時6分散会

9 月 30 日（木）

令和3年9月30日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームむか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（同）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 議員の辞職許可

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置、及び決算議案の委員会付託であります。ここで、内田理佐議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞職願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和3年9月30日

宮崎県議会議員 内田 理佐

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました内田理佐議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、内田理佐議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、内田理佐議員は、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

[内田理佐議員退席・退場]

○中野一則議長 お諮りいたします。

内田理佐議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、内田

理佐議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時5分再開

◎ 知事発言

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。発言をお認めいただき、ありがとうございます。

本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

9月27日、政府対策本部において、本県に適用されているまん延防止等重点措置について、本日30日をもって解除することが正式決定されました。

これを受け、県感染症対策協議会において専門家の御意見を伺うとともに、市町村長との意見交換を行った上で、昨日、県対策本部会議において県独自の緊急事態宣言(レベル4)について、明日10月1日より10日までを目途として、感染拡大緊急警報(レベル3)に移行する旨を決定したところであります。

爆発的な感染拡大に見舞われた第5波におきましては、長期にわたり原則外出自粛や県外との往来自粛、飲食店等への営業時間短縮などを要請し、県民や事業者の皆様にも多大なる御負担や御苦勞をおかけすることとなりました。御理解と御協力に対し、深く感謝申し上げます。

全国的には、都市部を中心として、必ずしも十分に感染が鎮静化されないまま、全ての緊急事態宣言等が解除されることとなり、今後の感

染再拡大、リバウンドに厳重な警戒が必要であると考えております。

また、県内においても、いまだ宮崎市などで散発的に感染が確認されており、人流の増加が見られたシルバーウィークの影響も注視する必要があります。

10月以降は、第5波までの検証を行いながら、段階的に行動要請を緩和しつつ、社会経済活動の回復に取り組むとともに、若年層を重点にワクチン接種を促進し、引き続き医療提供体制の強化を図るなど、第6波への備えを強化してまいります。

県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

◎ 決算議案に対する質疑

○中野一則議長 次に、議案第27号から第31号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

ただいま提案されております、議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。自席から行わせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、財政運営についてですが、歳出について伺います。

翌年度への繰越額が総額921億1,368万円余と、前年度を313億7,786万円余も上回っております。農林水産業費、教育費の繰越額につい

て、その全体額及びその主なものと理由をお聞かせいただきたいと思っております。最初に農政水産部長、そして教育長、お願いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農林水産業費の繰越額は、全体で216億3,732万円余となっております。

その主なものは、国の補正予算に伴い、令和3年2月の補正予算で計上いたしました公共土地改良事業や山地治山事業などであり、工期が不足したことなどによるものであります。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育費の翌年度繰越額は34億6,872万円余となっております。

その主なものは、産業教育の充実に向けた教育装置整備事業であります。

繰越しとなった理由であります。国の補正予算の関係により、工期が不足したことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では続けます。次に、不用額について伺います。

今年度、各部署での不用額が総額262億6,968万円余と、前年度を108億5,562万円余も上回っております。農林水産業費について、その全体額及びその主なものと理由をお聞かせください。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農林水産業費の不用額は、全体で25億1,592万円余となっております。

その主なものは、家畜防疫体制整備事業において、昨年12月、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に要する経費を増額補正し、最大限の備えをしておりましたが、当初の想定よりも執行額が少なかったことなどにより、不用となったものであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、特別会計について伺います。

まず、宮崎県育英資金特別会計について伺います。

令和2年度の貸付額は5億4,989万5,000円です。前年度より9,788万円余の減少です。貸与人数は何人ですか。また、その内訳として、高校生、大学生について、それぞれ伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度における貸与人数は1,715人で、内訳は、高校生に相当する年代が1,601人、大学生に相当する年代が114人となっております。

前年度と比較しますと309人の減少で、内訳は、高校生に相当する年代が274人減、大学生に相当する年代が35人減となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

また、収入未済額が5億3,400万円余となっております。その主な要因について、どう把握され、分析しておられるのか伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 収入未済の要因につきましては、様々な事情があり、一概には申し上げられませんが、まず、返還意識が低いと思われるものが多いことが考えられます。

また、定職に就かない場合や、非正規等で給与が安定しない場合なども見受けられます。

○前屋敷恵美議員 では続いて、沿岸漁業改善資金特別会計について伺います。

予算現額が2億6,279万8,000円です。貸付額が1,287万円ですが、令和2年度の貸付件数は何件なのか伺います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業者に対し、漁船購入等の資金を無利子で貸し付けるものであり、新規就業者などの資金力が弱い漁業者が経営基盤を整える

ために不可欠な常設資金であります。

令和2年度の貸付件数は1件であり、漁船のエンジンの整備に充てられたものであります。

○前屋敷恵美議員 特別会計の予算現額と支出済額に乖離があるということが、ここ数年指摘されておりますが、この乖離の要因を伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 当資金は、国と県が拠出して造成しており、長期間にわたって資金を運用するため、現年度の貸付額の目安を6,000万円程度とし、不用額は翌年度に繰り越すことで、貸付け財源を確保しているところであります。

歳出予算現額と支出済額に乖離が生じた主な要因は、漁船の若返りを図るために国が創設した、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」、いわゆる「漁船リース事業」の活用が増えたことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、監査意見書の指摘事項について伺います。

限られた人数の中で、一人一人の事務負担の増大などにより、財務会計事務の遅れや誤りが依然として多発していることが指摘されております。例年こうした指摘がなされておりますが、この1年、どのような対策が講じられたのか伺います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局におきましては、業務の必要性、効率性等を総合的に判断の上、必要な人員を配置し、適切な定員管理に努めております。

また、事務の遅れや誤りの未然防止のため、財務会計事務の研修や、所属に対する指導検査を実施しているほか、令和2年度から内部統制制度を導入し、リスクの洗い出しや自己点検等を通じて、適正な事務執行の確保に取り組んで

おります。

○前屋敷恵美議員 では続いて、各種施策事業について伺います。

まず、令和2年4月1日時点における知事部局の職員数及び前年度比、増減数についても伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局等における職員数は、令和2年4月1日現在で3,798人となっており、前年度同期比で15人の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 あわせて同日時点で、知事部局の会計年度任用職員の数を伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局における会計年度任用職員の数は、令和2年4月1日現在で1,316人となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、農業関連で伺います。

本県の総農家戸数と農業法人数及び認定農家数について伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県における総農家戸数は、令和2年2月1日時点で3万940戸、農業法人数は、令和3年1月1日時点で874法人、認定農業者数は、令和2年3月31日時点で7,751経営体となっております。

○前屋敷恵美議員 また、農業担い手についてですが、直近の新規就農者数、それと親元就農者数を伺いたいと思います。あわせて、新規就農者に対しては一定の支援策がありますけれども、親元就農者に対してどのような支援が講じられたのか伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年の新規就農者数は408人であり、うち親元就農者数

は106人となっております。

令和2年度におきましては、国の事業では対象とならない親元就農者を支援するため、早期の経営安定に必要な資金の交付などに取り組んだところであります。

○前屋敷恵美議員 続いて、環境エネルギー関連で伺いたいと思います。

再生可能エネルギー等普及・維持管理促進事業が進められてきました。

私は、県が独自の再生可能エネルギー普及の具体策を持つことが必要だと思っておりますが、この事業の内容と実績について伺いたいと思います。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本事業は、公募により選定しましたNPO法人に委託して実施しており、令和2年度は、小中学生や地域住民向けに再生可能エネルギーと地球温暖化をテーマとした研修会を6回開催し、延べ315名が参加しております。

また、事業者向けに、太陽光発電施設についての講習会と、現地見学会を1回予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらに替えて、参加を予定していた企業など231社に資料配付を実施したところであります。

○前屋敷恵美議員 続いて、再生可能エネルギー総出力電力231万7,797キロワットというデータが示されておりますが、その内訳を伺いたいと思います。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 再生可能エネルギーの総出力電力の内訳としましては、太陽光発電が約120万キロワットと最も大きく、次いで水力発電が約100万キロワット、次いでバイオマス発電が約9万キロワットなどとなっております。

ます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。次に、教育関連で伺います。

私立高等学校等就学支援金についてですが、その支給対象者数と決算額について伺いたと思います。総合政策部長、お願いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 私立高等学校等就学支援金につきましては、私立の高等学校や専修学校の高等課程などに通う生徒の授業料負担を軽減するものでありまして、令和2年度における支給対象者数は7,793人、決算額は23億5,370万8,000円となっております。

○前屋敷恵美議員 では、教育長にお願いしたいと思いますが、特別支援学校におけるスクールバス設置に関して、令和2年度の実績についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度のスクールバスにつきましては、前年度同様、19台を配置しております。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、1学期は10台を、2学期と3学期は4台を、それぞれ臨時的に増車したところでございます。

○前屋敷恵美議員 あわせて、教育長にお願いいたします。

スクール・サポート・スタッフの総数と配置の状況、その効果等について伺いたと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度のスクール・サポート・スタッフにつきましては、当初、働き方改革の効果検証事業として、小中学校64校に52人を配置しておりましたが、加えて、補正予算により、新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、要望のあった83校に97人を増員し、計147校に149人を配置いたし

ました。

その内訳を申しますと、小学校92校、中学校39校、高等学校9校、特別支援学校7校であります。

配置の効果といたしましては、教員の時間外業務の縮減が図られ、子供たちと向き合う時間の確保につながったところでございます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

最後になりますが、交通行政関連で警察本部長に伺いたと思います。

交通安全施設整備事業で、信号機設置についてですけれども、いつも地域要求は多くございます。信号機設置要望件数、そして設置の実績、令和2年度について伺いたと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 宮崎県警察で把握しております信号機の設置要望件数は、累計で約350件です。

また、信号機の設置実績としましては、令和2年度に7基を設置しております。

○前屋敷恵美議員 質疑の中身は以上でございます。それぞれお答えいただきまして、ありがとうございます。以上で終わります。

○中野一則議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和3年9月30日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第6号上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号から第31号まで

決算特別委員会付託

○中野一則議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第27号から第31号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時26分休憩

午前10時36分再開

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 濱砂 守
副委員長 西村 賢

○中野一則議長 ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日10月1日から10日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月11日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時37分散会

10月11日（月）

令和 3 年 10 月 11 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (34名)

3番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
4番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームむか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(同)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫	(同)
21番	外山山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	右松隆央	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	二見康之	(同)
26番	日高陽一	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
33番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
34番	徳重忠夫	(同)
35番	日高博之	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	濱砂守	(同)

欠席議員 (1名)

32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 議長の報告（地域振興対策特別委員会委員長互選結果、都市計画審議会委員選任）

○中野一則議長 本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。ここで、御報告を申し上げます。

9月30日に開かれました地域振興対策特別委員会において、安田厚生議員が委員長に互選されました。

また、都市計画審議会委員の補充選任について、あらかじめ御協議いただきました結果、安田厚生議員が選任されました。

以上、御報告申し上げます。

◎ 議案第32号追加上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第32号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第32号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告を申し上げます。

県内の1日当たりの新規感染者は5人以下の日が続くとともに、入院患者が10人を下回り、重症者もゼロとなるなど、医療提供体制への負荷も解消されており、第5波は鎮静化しております。

このような状況を踏まえ、本日より、県内の警報レベルについて、感染拡大緊急警報（レベル3）から特別警報（レベル2）に引き下げたところであります。

爆発的な感染拡大に見舞われた第5波も、一つの区切りを迎えたものと考えており、県民の皆様や事業者の皆様の感染防止対策に対する御理解と御協力に深く感謝申し上げます。

今後は、引き続き若年層を重点にワクチン接種の促進を図るとともに、今回の第5波の分析・検証を踏まえ、第6波への備えを強化してまいります。そして、再度の感染拡大を防ぎながら、日常生活を取り戻し、機動的かつ積極的に地域経済の回復に取り組んでまいります。

それでは、提案しました議案の概要について御説明いたします。

追加提案いたしました補正予算案は、宮崎県議会宮崎市選出議員補欠選挙の実施に伴い、必要となる経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計1億1,443万4,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,793億6,839万8,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、繰入金1億1,443万4,000円であります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。質疑の通告はありません。

◎ 議案第32号委員会付託

○中野一則議長 議案第32号は、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時35分再開

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、議案第27号から第31号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、濱砂守委員長。

○濱砂守議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員に付託されました、議案第27号から第31号に係る「令和2年度決算の認定」等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第27号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和2年度の一般会計決算額は、歳入7,038億9,964万9,000円、歳出6,866億4,948万5,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が21.2%、歳出が20.8%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は172億5,016万4,000円であり、このうち翌年

度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は103億8,547万円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,340億2,644万4,000円、歳出が2,222億4,941万1,000円となっております。

次に、議案第28号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は45億4,950万9,000円、事業費用は42億5,155万4,000円で、当年度純利益は2億9,795万4,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度の未処分利益剰余金は6億6,597万7,000円となっております。

また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は地方振興積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、下半期の降水量が平年に比べて少なかったことから、91.0%となっております。

次に、議案第29号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は3億6,880万4,000円、事業費用は3億4,937万円で、当年度純利益は1,943万4,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は8,380万4,000円となっております。

また、その処分については一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、細島工業団地の工場等のほか、臨時的な給水を行っている日向市への給水が目標を下回ったことから、99.7%となっております。

次に、議案第30号「宮崎県地域振興事業会計

決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は1,680万7,000円、事業費用は2,175万3,000円で、当年度純損失は494万5,000円となっており、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は1,137万4,000円となっております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、豪雨や台風による冠水や、新型コロナによる臨時休業等により、94.1%となっております。

最後に、議案第31号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

令和2年度の事業収益は358億2,500万5,000円、事業費は344億8,071万1,000円で、当年度純利益は13億4,429万4,000円となり、前年度と比較すると19億9,740万円改善いたしております。

また、特別利益及び特別損失を除いた経常利益についても、前年度から19億1,173万5,000円増加し、10億2,782万7,000円の黒字となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第27号については賛成多数、議案第28号から31号については、全会一致で認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県財政を取り巻く状況は、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施

設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会開催に係る経費も必要となるなど、今後、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

また、新型コロナ感染対策はもとより、県内経済の浮揚のための景気対策に係る財政需要や、新型コロナによる地方税収への影響も懸念されます。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

1つ、消防団員の確保について、今後想定される大規模災害や高齢化の進行に備え、5年先、10年先を見据えて市町村等との連携を図りながら対策を講じること。

1つ、ポストコロナ時代における本県の在り方調査について、調査結果を今後の施策にしっかりと反映させるとともに、総合政策部が中心となって関係部局と連携を図りながら、ポストコロナ時代を見据えた効果的な施策を展開していくこと。

1つ、フードビジネス産業の基盤強化について、雇用の拡大により地域の活性化を図るため、今後も県内の食品加工事業者への継続した支援を行うとともに、国に対しても必要な予算措置を講じるよう働きかけること。

1つ、国民健康保険の特定健康診査について、今後とも市町村と緊密に連携し、さらなる広報活動を行うなど、実施率の向上に向けて取組を継続すること。

1つ、自殺対策について、これまでの対策に加え、関係団体が継続的に自殺対策に取り組むことができる環境を整備し、しっかりと支援を行うこと。

1つ、不妊治療の助成について、非常に有意義な取組であることから、今後も継続して助成に取り組むこと。

1つ、県立病院については、新型コロナ対策を継続しながら、全県レベルまたは地域の中核病院として、県民に高度で良質な医療を提供するため、引き続き医療スタッフの確保・充実、医療提供体制の強化等に努め、適時適切な経営判断により、収支のバランスの取れた病院事業を継続すること。

1つ、シルバー人材センターについて、継続的な支援と積極的な広報などによる会員の確保に努めること。

1つ、河川パートナーシップ制度について、安全確保に十分努めながら、環境や景観の保全に取り組むとともに、引き続き、県民の河川愛護意識のさらなる醸成を図ること。

1つ、公共工事の発注について、地元企業や県産品の活用がさらに図られるよう、これまでの取組を踏まえ、今後の発注に生かしていくこと。

1つ、県産木材の利用拡大について、引き続き、木造建築物の専門知識を有する人材の育成に取り組むとともに、県際収支を意識した木材の地産外消につながる積極的なPRを行うこと。

1つ、県産農畜水産物応援消費の推進について、ふるさと納税制度を活用した県産品の消費拡大を図るとともに、付加価値のある商品づくりのための支援策を検討すること。

1つ、カンショ、里芋病害対策の強化につい

て、引き続き、サツマイモ基腐病の防除対策の確立に努めるとともに、農家が経営を継続できるよう、ウイルスフリー苗の供給体制や安定した代替作物との輪作体系の検討など、総合的な対策を構築すること。

1つ、ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業について、コロナ禍においてもオンラインによる研修を活用するなど、研修実施に向けた対策を行い、命を守る実践力を身につける教育を推進すること。

1つ、教職員がストレスなくその能力を十分発揮できる環境整備に取り組むとともに、休職者の復職に向けた取組を推進すること。

1つ、高齢者のための交通安全対策について、制限運転や免許返納などの死亡事故を減らすための取組をさらに進めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはよう

ございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

令和2年度は、「新しい「ゆたかさ」前進プログラム」が掲げられましたが、消費税10%増税が県民の暮らしや地域経済に影を落とし、そこに新型コロナウイルスによる影響が追い打ちをかけ、命や健康まで脅かされる事態となりました。

県財政では、コロナ感染症対策関連の補正予算が15回にわたって編成され、一般会計の予算現額は8,050億円余、前年度に比べ1,062億円余の増額予算となりました。

この予算における一般会計の決算は、歳入決算額7,038億円余で、対前年度比1,229億円余、21.2%の増額。歳出決算額は6,866億円余、対前年度比1,180億円余、20.8%の増額で、実質収支、単年度収支はともに黒字とされるものの、歳入における県債の798億9,600万円余については、臨時財政対策債が、前年度より少なくなったとはいえ2割を越し、ほかは主に土木債、農林水産業債で502億円余です。

県債残高は2年連続で増加、減少傾向にあった残高は増加傾向に転じています。依然として厳しい財政状況に変わりはありません。

また、コロナ対策などによる国庫支出金は大幅な増額となっていますが、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金は減額です。これを見ても県民の暮らしの状況が分かります。

一方、歳出における翌年度への繰越しは、総額921億1,360万円余と前年度を313億7,780万円余、51.7%も上回っており、土木費は540億1,200万円余、農林水産業費は216億3,700万円

余もの翌年度への繰越しです。国の予算執行の在り方にも問題はありますが、予算がしっかり生かされる運用が必要です。

また、各部局の不用額も、総額262億6,900万円余と前年度を108億5,500万円余も上回っています。その内容は、いずれも見込みを下回ったことなどが理由に挙げられますが、中でも福祉保健部においては、総じてコロナ対策予算が実績を下回ったとして、164億9,200万円余の不用額です。もちろんコロナ対策ですから、先を見据えて十分に余裕を持って予算化することは必要ですし、しっかり手当てをしようと予算化した対策費です。

しかし、感染症対策従事者等慰労金、不用額は15億3,700万円余です。また、休業要請協礼金、不用額は35億4,800万円余です。適切な時期に対象枠を広げたり、支給金額の見直しを図るなど積極的な対応で、十分な予算活用を図ることが必要ではなかったかと思います。こうした点は、ほかの予算においても同様で、毎年の決算で指摘しておりますが、その改善を強く求めるものです。

次に、各種施策について、特に、暮らしに直接関わる福祉・社会保障関連について述べます。

地域医療介護総合確保基金事業、12億3,300万円余のうち、病床機能の転換を図る施設整備に10億7,300万円余が、公的な中核的医療機関に当てられましたが、この施設整備は、主に病床を削減して医療費削減を図ろうとする政府の地域医療構想に基づくものです。病床を減らすことがどれほど危険なことか、深刻なコロナ危機を経験して、改めて明らかになったのではないのでしょうか。

政府はさきの国会で、病床削減推進法を強行

しましたが、地域医療構想をより強固に押し進めようとするもので、これでは国民・県民の命は守られません。国に対して、地域医療構想や公的医療機関の再編統合計画などの撤回を求めることが必要と思います。

生活保護扶助費は、予算そのものが前年度より減額されていますが、生活扶助費や医療扶助費その他も見込みを下回ったとして、1億3,000万円余の不用額を出しています。コロナ禍の下で、生活困窮者などへの十分な対応がなされたのでしょうか。

国保税については、依然として滞納者に対する短期被保険者証や資格証明書の交付数が増えています。正規の保険証でなければ病院にかかりにくい、また、かかれない事態を招き、重症化につながるおそれのあることを深刻に受け止めて、市町村国保への手だてが必要と思います。

また、子育て支援の充実は不可欠であり、県民の要望の強い子ども医療費助成の拡充や、200人を超す放課後児童クラブの待機児童の解消に真剣に向き合うことが必要です。

次に、職員の働き方についてです。

地方公務員法と地方自治法の改正によって、会計年度任用職員制度が創設され、本県でも2020年4月から導入されました。

正規職員を原則とする地方公務員法に、1年任用の会計年度任用職員として、新たな非正規職員を制度化するもので、本県知事部局だけでも会計年度任用職員数は1,316人、知事部局職員数の約25%に当たります。

知事部局の正規職員数は、令和2年度3,798人で、15人の増員ということですが、これまで行政改革の名の下に、職員数は大きく減らされてきました。

この会計年度任用職員制度が、臨時・非常勤の職を人員の調整弁として利用することがあってはならないことを強く指摘するものです。

とりわけコロナ禍の中、保健所体制の整備や、職員など地方自治体の果たす役割の重要性が改めて問われることとなりました。さらに、気候危機が深刻な事態に及ぶ中、いつ起きてもおかしくない災害対策などに率先して従事することになる自治体職員の果たす役割は極めて重要であり、しっかり正規職員で対応することが必要です。

以上、令和2年度決算について、問題点を絞って述べさせていただきました。

県民の福祉の増進に寄与する地方自治体の本旨を全うし、県民の期待に応えるべく、今後の予算編成に生かしていただくよう申し述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第27号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第27号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第28号から第31号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第28号から第31号

までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決及び認定、または認定されました。

◎ 総務政策常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第32号を議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長に審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第32号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)」であります。

これは、宮崎県議会宮崎市選挙区におきまして、議員辞職により2人の欠員が生じたことに伴い、補欠選挙を執行するための経費を措置するもので、1億1,400万円余の増額補正となっております。歳入財源は全額、繰入金であります。

その主な内訳は、宮崎市に交付する選挙経費や、候補者のポスター作成費などの公営負担に要する経費であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 総務政策常任委員長の審査結

果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第32号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第32号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年9月定例会を閉会いたします。

午前11時0分閉会